

（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名 称：（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事
種 類：大規模建築物の新設（第 2 種行為）

2 指定開発行為者

名 称：株式会社ニトリ
代表者：代表取締役 似鳥 昭雄
所在地：札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号

3 公告日

令和 7 年 1 月 6 日（月）

4 条例環境影響評価書の写しの縦覧

（1）縦覧期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）から 2 月 4 日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

（2）縦覧場所及び時間

川崎区役所（1 2 階）・田島支所（仮庁舎）・環境局環境評価課（市役所本庁舎 20 階）

午前 8 時 30 分～午後 5 時（環境局環境影響評価課は午後 5 時 15 分まで）

※縦覧開始日（1 月 6 日）は、午前 10 時から縦覧を行います。

※上記期間中、本市ホームページに当該条例環境影響評価書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索

川崎市 アセス図書の公表



5 事業内容等に関する問合せ先

（1）環境影響評価について

窓 口：株式会社エスパシオコンサルタント 環境企画部

電 話：03-6734-9640

F A X：03-6222-2207

（2）事業計画等について

窓 口：株式会社ニトリホールディングス 建築設備部

電 話：03-6741-1220

F A X：03-6741-1270

6 備考

「条例環境影響評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木
電話 044-200-2152



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



環境アセスメントに係るお知らせ

令和 7 年 1 月 6 日

川崎市環境影響評価に関する条例第 27 条に基づき（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事に係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
	名 称	（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事
	種 類	大規模建築物の新設（第 2 種行為）
	実施区域	川崎市川崎区扇町 42 番 4 外
	目 的	倉庫、事務所等を主な用途とする建築物（物流施設）の建設
	内 容	延べ面積：約 415,264 m ²
	施行期間	令和 6 年度～令和 9 年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和 7 年 1 月 6 日（月）～2 月 4 日（火）
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所（12 階） 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。土・日曜、祝日は除く。 ■川崎区役所田島支所（仮庁舎） 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。土・日曜、祝日は除く。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎 20 階） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。土・日曜、祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で縦覧開始日は、午前 10 時から行います。
	ホームページ	ホームページから条例評価書の閲覧ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921